

保護者各位

認定こども園 舞戸保育所
園長 吉田 諭大

幼児教育・保育の無償化について

10月から始まる「幼児教育・保育の無償化」について、鯉ヶ沢町から、保育所・認定こども園の事業者への説明が行われ、詳細が判明してきました。非常に多岐にわたる制度改正のため、ここでは舞戸保育所に関連する部分に限って、変更点と園の方針をご説明させていただきます。

●保育料の無償化

「3～5歳児クラス」の子「全員」と、「0～2歳児クラス」の「市町村民税非課税世帯」の子の「保育料」が無償化(保育料が0円)となります。



※「保育料」の無償化については、新たな手続きは必要ありません。

区分	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上	3歳以上	3歳未満 (町民税非課税世帯のみ)
無償化	教育標準時間分 (8:00～13:00)の保育料	保育標準時間分(7:00～18:00)、 保育短時間分(8:00～16:00)の保育料	

※延長保育は無償化の対象となりませんが、舞戸保育所では18:00～19:00のみ引き続き無料とします。

※1号認定の預かり保育(幼稚園型一時預かり)については保育の必要性の有無で扱いが異なります。(下記参照)

●1号認定の預かり保育(幼稚園型一時預かり)の無償化

「保育の必要性の認定を受けた場合」、「3歳以上児」及び「市町村民税非課税世帯の満3歳児」は「預かり保育」(幼稚園型一時預かり)の「利用料」も無償化の対象となります。

※「預かり保育」の無償化の対象となるためには手続き(保育の必要性の認定)が必要となります。

1号認定の方には手続きに必要な書類を配付しますので、9/20(金)までに、配付された封筒に必要な書類を入れ、封をして舞戸保育所へ提出してください。

(申込期間が短いので、証明書については後日でも構いませんので、先に申請書だけ期限までの提出をお願いします。)

※預かり保育の利用日数により、月毎に算定する額が無償化の対象額となります。

算定方法…①日上限450円×利用日数、②月上限11,300円(満3歳児は16,300円)、①・②のいずれか低い額

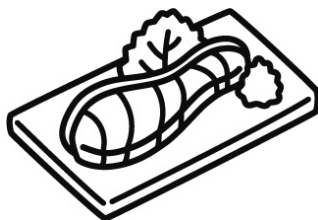
※舞戸保育所の預かり保育の利用料は現在、30分100円(月上限4,000円)となっていますが、無償額の日上限が450円と決められているため、利用日数が少ない場合、逆に自己負担が発生してしまうことがあります。

例:1日4時間を6日利用の場合と、10日利用の場合の比較

日数	無償額	利用額	負担額
6日	450円×6日=2,700円	100円×8×6日=4,800円(月上限を適用し4,000円)	1,300円発生…
10日	450円×10日=4,500円	100円×8×10日=8,000円(月上限を適用し4,000円)	なし

そこで、自己負担の発生を防ぐため、1日の利用料金が450円を超えないように、30分100円(月上限4,000円)に加え、新たに「日上限450円」というルールも追加することとします。

※預かり保育の利用料の無償化分については、鯉ヶ沢町では現物支給(舞戸保育所が無償化の対象分を、保護者に代わって町に請求し、支払を受ける(法定代理受領))となる予定で、保護者との金銭のやり取りは発生しません。



●給食費の取り扱いについて

現在、給食費については下記のように保護者負担となっています。

- ・1号認定は主食・副食分を実費負担(舞戸保育所では園独自の取り組みとして副食費は無料としています。)
- ・2号認定は主食分を実費負担、副食分は保育料の一部として納付
- ・3号認定は主食・副食分を保育料の一部として納付



食材料費に関する
保護者向け
説明資料(内閣府)

※舞戸保育所では、1・2号認定の主食費は、実費徴収ではなく現物(白いごはん)を持参していただいています。
※副食にはおかずに加え、おやつ、牛乳などが含まれます。

3号認定については10月以降も変わりません。

1号、2号認定については、10月以降も保護者負担であることは変わりませんが、次の点が変更となります。



幼児教育・保育の
無償化の実施に伴う
食材料費の取扱い
について(内閣府)

・2号認定の副食費を保育料から分離し、各施設で徴収します。

国が示した基準額は月4,500円となっており、舞戸保育所もこれに倣って月4,500円とします。

(お休みの日数に関わらず月額払いを基本としますが、月途中の退園や入園の場合には日割り計算とします。)

・1号認定の副食費は、これまで園独自の取り組みとして徴収を免除してきた経緯があるため、制度の変更に伴う経過措置として、当面の間は引き続き免除とします。

・一定の所得階層未満の世帯等の副食費は免除されます。対象者には別途通知されます。

※年収360万円未満相当の世帯(町の階層で言うと、1号認定のA~C2、2号・3号認定のA~D1の一部)の全ての子ども及び全所得階層の第3子以降を対象に副食費は免除されます。

多子のカウント方法については、下記の通りとなります。

多子カウント方法	1号	2・3号
年収360万円未満相当	年齢に関わらず世帯の子の数	
年収360万円相当以上	3歳~小学校3年生までの子の数	0~小学校就学前までの子の数

今回のお知らせは、国や町が示した資料等から、必要最小限の情報を抜粋して作成したものです。

説明不足の部分が多々ありますので、ご不明な点がありましたら、遠慮なく、

園または鯉ヶ沢町福祉衛生課 子ども家庭班(☎72-2111(内線143))までお問い合わせください。



平成31年度 鯉ヶ沢町
保育料基準額表(階層区分)



幼児教育・保育の無償化
特設ホームページ(内閣府)